

保護者 様

新潟県立新発田高等学校長

出席停止について（通知）

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法に基づき、他の児童生徒にうつる恐れのある期間は登校できないことになっております。

必ず医師の診察及び治療を受け、下記「登校許可証明書」が渡されましたら、その用紙を持たせて登校させてください。なお出席停止期間中は欠席扱いにはなりません。

※ 医療機関によっては、下記の「登校許可証明書」を記入するときに文書料として有料になる場合がありますのでご承知おきください。

病名	出席停止の期間
	下記の第2種学校感染症は、下記の基準の他、医師により感染のおそれがないと認められるまで出席停止となります。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症)	主要症状が消失後2日を経過するまで
結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
その他	感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、EBウイルス感染症など

専門医 様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の児童生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者又は児童生徒に「登校しても良い」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

.....きりとりせん.....

登校許可証明書

年 組 番：氏名

病名 診断日 令和 年 月 日

◎上記の児童生徒の疾病は治癒し、他の児童生徒にうつるおそれがないことを証明いたします。

登校しても良いと認められる日 令和 年 月 日から

医療機関名又は医師名 印